

千葉市役所本庁舎駐車場における電気自動車用充電器利用要領

1 趣旨

この要領は、本市が市役所本庁舎駐車場に設置する電気自動車用充電器（以下「充電器」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

2 充電器の種類、設置場所、台数

- (1) 種 類 電気自動車用 ケーブル付 50kW 急速充電器
- (2) 設置場所 千葉市役所本庁舎駐車場（千葉市中央区千葉港1番1号）
- (3) 台 数 3基（6区画）

3 管理者

充電器の管理は、設備を所管する管財課長（以下「管理者」という。）が行う。

4 利用時間

- (1) 充電器の利用時間は、午前8時00分から午後6時00分までとする（受付時間は午前8時00分から午後5時00分）。ただし、市長が必要と認めるときはこれを変更することができる。
- (2) 一回に利用できる時間は、最大30分とし、連続での使用は不可とする。
- (3) 充電器の利用を休止する日は、次のとおりとする。

- ア 千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日
- イ 自然災害等が発生、または発生が予期される日で管理者が運用に支障があると判断した日
- ウ 充電器又は付随する電気設備等のメンテナンスや故障等により運用が困難な日
- エ その他市長が必要と認める日

- (4) 管理者は、(3) ウ又はエの理由により充電器の利用を休止するときは、本市ホームページでその旨を周知するとともに、充電器周辺の見やすい場所に掲示するものとする。

5 利用料金

充電器の利用に係る料金は、無料とする。

6 対象車両

充電器を利用できる車両は、次の全ての要件をみたすものとする。

- ア 有効な自動車検査証を備えている電気自動車
- イ 千葉市役所本庁舎に用務があるもの

7 利用方法

- (1) 充電器を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、管理者が指定する方法により利用申込みを行い、管理者の承諾を得るものとする。なお、利用申込みにおける個人情報の取り扱いについては、別に定める。
- (2) 利用者は、電気自動車を管理者が指定した駐車位置（以下「充電スペース」という。）に駐車するものとする。
- (3) 利用者は、管理者の指示及び利用手順に従って充電器を利用するものとする。なお、利用手順については、別に定める。
- (4) 充電器は、営利を目的として利用してはならない。

8 利用停止等

管理者は、利用者が次の(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められるとき、充電器の利用を停止し、若しくは制限し、又は充電スペースからの移動を命じることができる。

- (1) 4 (2) に規定する利用時間を超えて充電器を利用したとき。
- (2) 連続で充電器を利用しようとするとき。
- (3) 電気自動車の充電以外の目的で充電器を利用したとき。
- (4) 充電スペースを電気自動車の充電以外の目的で利用したとき。
- (5) 充電スペースに充電完了後も継続して駐車したとき。
- (6) 充電器及び充電スペースの付近で他の利用者の迷惑となる行為をし、又は他の車両の駐車若しくは通行を妨げ、若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (7) 充電器の設備を汚損若しくは毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (8) その他充電器の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。

9 損害賠償

市長は、利用者の責めに帰すべき事由により充電器を汚損若しくは毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償するよう利用者に求めるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができるものとする。

10 免責

利用者は、充電器を自己の責任のもとで利用するものとし、利用中の電気自動車の盗難又は損傷、利用者の健康上の被害、充電スペース内の事故による損害、充電器の利用方法と異なる利用によって生じた損害、その他火災等不可抗力によって生じた損害については、市はその賠償の責任を負わない。

11 その他

この要領に定めるもののほか、充電器の利用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。